

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	認定特定非営利活動法人等が行うその他の事業の停止命令	
根拠法令・条項	特定非営利活動促進法第66条	
所 管 課	市民生活部 生涯学習課	
処 分 基 準	所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、特定非営利活動促進法第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	